

公示送達書

宗像市告示第202号
令和8年7月8日

地方税法第20条の2の規定により下記のとおり公示をします。
送達すべき書類は宗像市役所税務課市民税係に保管しておりますので、受領に来庁されればいつでも交付します。なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

宗像市長 伊豆 美沙子



記

送達すべき書類を特定するために必要な情報
宗像市告示第202号

番号	送達を受けるべき者の氏名
1	ラフマン エムディジナル
2	以下余白
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	